

参加意思確認の公示

次のとおり参加意思確認書の提出を募集します。

平成 31 年 2 月 4 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役 瀧本忠

1 募集の主旨

本調達は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社北海道 P C B 処理事業所（増設）（以下「北海道 P C B 処理事業所（増設）」という。）において平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までに使用するアンモニア水(25%)濃度を調達するもの。

現在中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、北海道 P C B 処理事業所（増設）において使用するアンモニア水(25%)濃度について、特定の取扱業者（以下「特定事業者」という。）と売買契約を締結している。

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの期間について、以下の 3 の応募要件を満たし、本調達への参加を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するもの。

なお、3 の応募要件を満たすと認められる者が一の場合にあっては、その者との随意契約に移行し、複数いる場合にあっては、当該応募要件を満たす者による一般競争入札を行う。

2 調達概要

- (1) 件 名 北海道 P C B 処理事業所(増設)アンモニア水(25%)調達(平成 31 年度)
- (2) 数 量 約 439 トン(変動あり)
- (3) 調達期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
- (4) 納入場所 北海道室蘭市仲町 14 番地 7
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道 P C B 処理事業所（増設）

3 応募要件

参加意思確認書の提出期限(平成 31 年 2 月 20 日)において次の要件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全でないこと。
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有すること。
- (4) 参加意思確認書及びそれらの附属書類又は参加意思確認用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に

- 基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 平成28・29・30年度に有効な全省庁統一資格(物品の販売)を有すること。ただし、平成31・32・33年度と同条件の資格の申請中であることをもって、申請書等を提出することもできる。また、平成31・32・33年度に有効な同条件の全省庁統一資格を取得し、契約締結日までに当該資格審査結果通知書の写しを提出すること。
 - (7) 参加意思確認書の提出期限の日から入札執行のときまでに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと。
 - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
 - (9) 北海道内にアンモニア水(25%)の出荷設備を確保できること。
 - (10) 上記のアンモニア水(25%)を供給することが可能であることを証明できること。
 - (11) 仕様書に指示された要件等をすべて満たすことができること。

4 手続等

- (1) 担当部課 〒105-0014 東京都港区芝 1-7-17 住友不動産芝ビル 3号館 4階
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 管理部 契約・購買課 担当：吹越
電話 03-5765-1916
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
交付期間 平成31年2月4日(月)から平成31年2月20日(水)まで。
土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から12時及び午後1時から4時まで(以下(3)において同じ。)
交付場所 上記(1)及び次の場所。
北海道室蘭市仲町14-7
中間貯蔵・環境安全事業(株) 北海道PCB処理事業所 総務課
電話 0143-22-3111
交付方法 手交又は電子メールによる送付
- (3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法
提出期間 平成31年2月4日(月)から平成31年2月20日(水)午後4時まで。
提出場所 上記(1)に同じ。
提出方法 持参又は送付(送付の場合、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便によるものとし、提出期間末日までに必着。)
- (4) 応募要件確認結果の通知予定日 平成31年2月27日(水)

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 公募説明会 行わない。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口

4(1)に同じ。

(4) 一般競争入札を実施する場合は、該当する者にその旨を後日通知する。

(5) 詳細は説明書による。